

介護予防事業・高齢者福祉サービス一覧表

サービス名	内容	対象者	個人負担金	備 考
地域健康教室 【申込：地域包括支援センター】	高齢期における健康づくりや介護予防に関する出前講座を行う。	おおむね60歳以上の人が集う地域のサロン、シニアクラブ等の団体	内容により一部負担	地域の要望に応じて実施 会場：各地区公民館 等 ※1行政区につき月1回まで
町営渡船旅客運賃助成事業	新宮～相島間の渡船料金を全額助成する。	70歳以上の高齢者	なし	年間120枚まで
あんま・針・灸 マッサージ助成事業	あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、きゅう師免許を持つ者から施術を受けた費用を助成する。	65歳以上の高齢者		月4回まで 施術料2,000円未満 1回につき500円 2,000円以上 1回につき1,000円
緊急通報装置貸与事業	緊急時にボタンを押すだけで24時間看護師が待機している安全センターにつながり、救急対応を行う。	65歳以上の高齢者世帯や独居世帯、これに準じる世帯で、要介護者や身体障がい者など身体的に救急対応の必要性が高い状態にある人	利用者の世帯の所得区分による負担あり	委託先：福岡安全センター
配食サービス	栄養改善や安否確認が必要な人へ昼・夕食の配達する。	身体機能低下のため調理や買い物が困難な状態にあり、また調理や買い物の支援が受けられない65歳以上の高齢者世帯や独居者。これに準じる世帯及び身体障がい者	食事内容により個人負担金異なります。	回数は、状況に応じて決定。 委託先：宅配クック1・2・3、ライフデリ まごころ弁当
生きがいデイサービス	身体や生活機能の低下を予防するため、デイサービス施設に通所し、昼食や入浴、運動、レクレーション等を行う。送迎あり。	65歳以上の要介護認定非該当者 (※介護保険サービス優先)	1回 280円＋食費(実費)	週1回程度 委託先：新宮偕同園
介護予防サポート事業	高齢者が元気にいきいきと過ごしていく事を目的に、介護予防活動や地域活動に参加した際ポイントを付与し、ポイント数に応じた給付金を支給する。	65歳以上の高齢者		セルフサポートポイント：1ポイント20円 地域サポートポイント：1ポイント50円 ※給付金上限額 5,000円 ※ポイント申請期限は令和9年3月31日 申請月に応じて交付する枚数が異なります。
高齢者移動支援事業	タクシー助成券、マリックス助成券、タクシー・マリックス混合券のいずれかの助成券を交付する。	70歳以上の高齢者	助成券の金額を超える運賃	
高齢者補聴器購入費助成事業	助成対象補聴器購入費用を助成する。	65歳以上の高齢者 医師意見書により、両耳とも軽度・中等(30dB以上70dB未満)以上の難聴とされた人 ※その他条件あり	助成金額を超える金額	※給付金上限額 5,000円 ※申請前に必ずご相談ください。

サービス名	内容	対象者	個人負担金	備 考
ホームヘルプサービス	身体機能低下に伴う家事(掃除・買い物等)や入浴等を介助し、日常生活の自立を支援する。	65歳以上の要介護認定非該当者 (※介護保険サービス優先)	介護保険生活支援報酬 単価の1割	回数は状況に応じて決定。 1回1時間程度。月2～4回。 委託先:新宮町社会福祉協議会
寝具洗濯乾燥 消毒サービス	寝具の水洗い・乾燥・消毒をし、衛生面の援助をする。	3か月以上在宅で生活している ①65歳以上の高齢者世帯や独居者のうち、寝たきりや障害により1日の大半を寝具上で過ごしている人及び失禁のため寝具の清潔の保持が必要な人 ②重度の身体障がい児者	1,000円程度	年1回 ただし、障がい及び傷病等で寝たきりの高齢者、重度の身体障がい者については、年2回まで
ショートステイ	介護者が冠婚葬祭や入院により、在宅での介護が急遽、困難になった場合、短期間老人ホームに入所する。	身体能力の低下や認知症状等により自立した生活が困難なおおむね65歳以上の高齢者	費用額の1割	月4日まで 委託先:新宮偕同園、ムネしんぐう
紙おむつ給付サービス	町の指定業者が自宅まで紙おむつを配達。	原則要介護3以上で、常時紙おむつが必要な住民税非課税者	なし	現物支給で月額5,000円分まで
寝たきり高齢者等 介護手当	介護者に対し、月額1万円を支給。	在宅で6か月以上65歳以上の寝たきり状態や認知症の人のうち、介護サービスを利用していない人を常時介護している人	なし	年2回支給 4月、10月
新宮町高齢者等住宅 改造助成事業	高齢者等に配慮した住宅改造をするための資金を援助する。ただし、住宅改造は、日常生活の自立を支援するために必要と認められた工事に限ります。	次に上げる人と同居しているか同居しようとする人 ・介護保険の介護度をもっている人 ・身体障がい者 ・知的障がい者 ・重複障がい者 生計の中心者が非課税であること	介護保険の住宅改修が優先される(1割負担)。	1件あたり30万円以下とする。 ※介護保険の認定がある人は、介護保険の住宅改修と同時に実施し、介護保険の限度額を超える部分について助成する。
身体機能・栄養改善支援事業(評価事業)	作業療法士・理学療法士・栄養士による個人の評価を行い、今後の支援の検討および日常のアドバイスを行う。	65歳以上の人で主に介護保険サービスに繋がっていない人	なし	利用に当たっては地域包括支援センターに御相談下さい。